

笠間市立岩間第一小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義及び解消について

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。 「いじめ防止対策推進法」より

いじめの解消については、いじめの行為が止んでいる期間を少なくとも3か月とし、その後、被害者及び保護者の聞き取りによりいじめ防止対策委員会が判断する。

2 いじめ防止に対する基本的な考え

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、校長の指名する職員及び必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者からなる、いじめ防止対策導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員研修での情報交換及び共通理解

月に一度、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 教職員による研修の充実

いじめ対策に関する校内研修を、学級担任を含めた全職員が中心となって企画立案し、体験型・ワークショップ型等の研修を継続して積み重ねることで、未然防止・早期発見・事案対処の実効化を図る。

※ 性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい理解をするための研修を実施する。

(4) R P D C A 検証と評価

- いじめ防止対策基本方針に基づく取組状況を児童・保護者・関係機関に説明し点検を行う。
- いじめの発生状況、いじめ防止対策基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付ける。いじめ防止対策基本方針において、いじめ対策の達成目を設定し、年間を通してどのように取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め、目標の達成状況の評価する。

4 いじめ未然防止のための取組み

(1) 学級経営の充実

- 日頃の観察を注意深く行い、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングの手法を用いた話し合い活動を行い、児童の居場所づくりを行う。

(2) 道徳教育の充実

- 笠間市自殺予防教育指導資料「かがやき」や副読本等を活用した道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 道徳科を中心に道徳的価値について理解を深め、自己を見つめる機会を保障する。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 人権教育の充実

- 一人一人の良さや違いを認め合える人間関係づくりを育てるための教育活動を推進する。
- 人権集会を開いて権利や人権に関する正しい知識や意識を高める。

(4) 相談体制の整備

- 学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点などを考え、職員研修で共通理解を図る。
- 教育相談期間を設定し、担任と児童一人一人が話し合いの場をもつことによって複雑化多様化する児童の悩みや思いを共有するなど教育相談の充実を図る。

(5) 縦割り班活動の実施

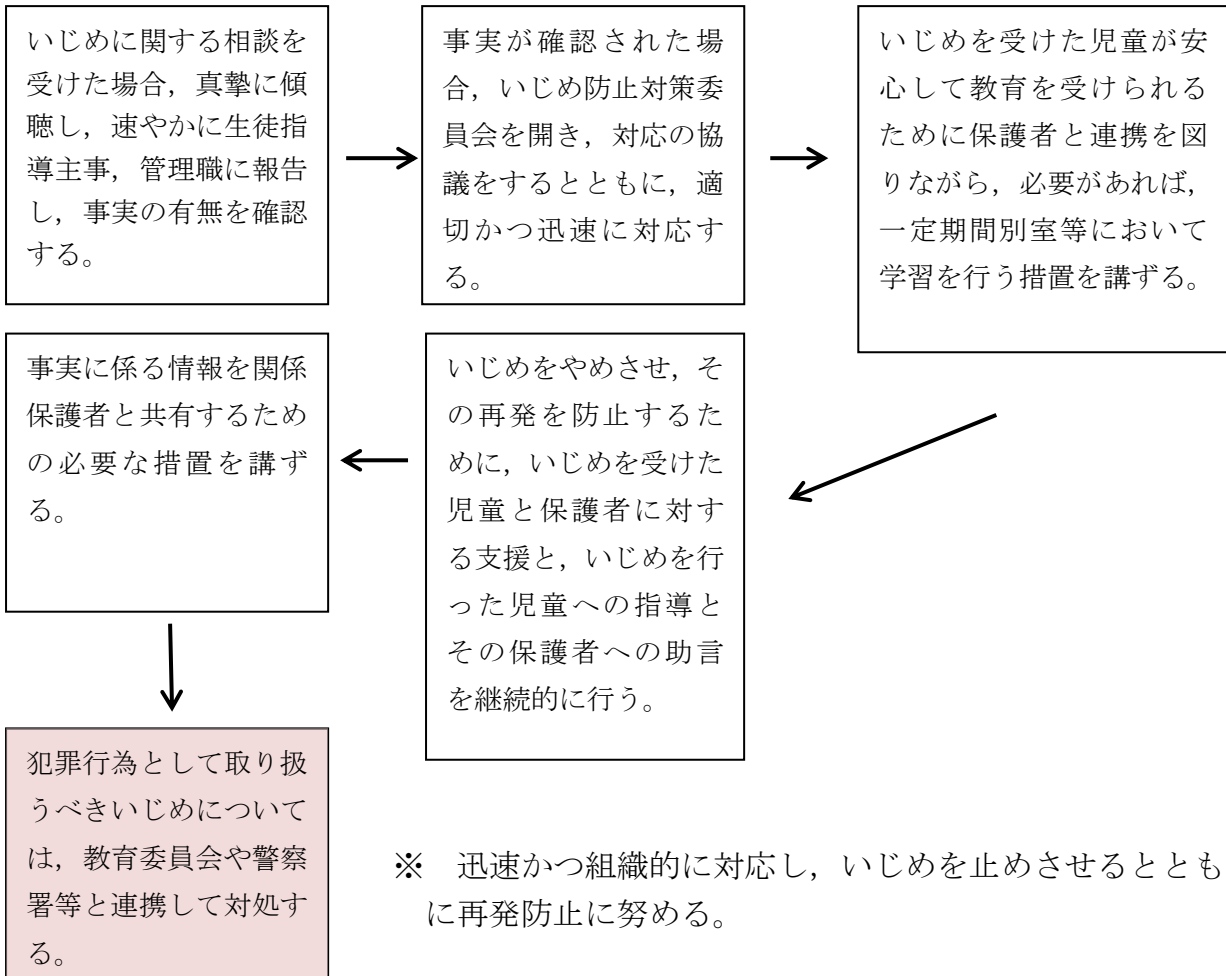
- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力、自分は友達の役に立っていると実感できるような自己有用感を高める。

- (6) インターネット等によるいじめに対する対策
- 全児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を実施し迅速に対応する。また、家庭にケータイやスマホのルールづくりを依頼する。
- (7) 学校相互間の連携協力体制の整備
- 中学校や小学校、幼稚園、保育園との情報交換や交流学习を定期的に行う。
- (8) いじめ防止基本方針の説明及び内容の掲載
- いじめ防止対策基本方針を、本校のホームページに掲載し、保護者及び地域住民等が容易に確認できる状況にする。
 - 年度始めには、必ず児童、保護者、関係機関等に説明する機会を設け、周知徹底する

5 早期発見のための取組み

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
- 保護者、地域、学校の役割を明確にして、相互の情報交換を定期的に行うなど、円滑な連携を図るように努める。
 - 保護者からの相談には、必要に応じて家庭訪問を行うなど迅速かつ誠実な対応に努める。
- (2) 「学校生活アンケート」、「いじめの実態調査」、「Q-Uテスト」を実施する。
- いじめや体罰に関する項目を含むアンケートをもとに、担任が一人一人の児童と直接話をして理解する。
 - 6月、10月に、児童及び保護者にいじめ調査を実施し、いじめの早期発見、早期解決に役立てる。
 - 5月、12月にQ-Uテストを実施し、学級に対する満足度や意欲に関する実態を把握し、学級経営及び児童理解に活用する。
 - 毎月のいじめ早期発見のためのチェックリストを活用し、学級の様子や児童の実態の把握に努める。
- (3) ノートや日記指導
- 休み時間や放課後の課外活動の中での児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係等や悩みを把握する。
- (4) 教職員の情報交換
- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、職員集会などで教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感をもっていじめを認知するよう努める。

6 早期対応



7 重大事案への対処

(1) 重大事態の定義

- ◇ いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ◇ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがある場合
児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てが合った場合
「いじめ防止対策推進法」より

(2) 重大事態への対応

- ◇ 教育委員会に速やかに報告する。
- ◇ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ◇ 上記組織を中心に、事実関係の調査を実施し、関係機関との連携を図る。
- ◇ 結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の情報を適切に提供する。また、外部に対しても窓口を一本化して適切に対応する。
- ◇ 関係児童の心のケア及び再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言を行う。

8 いじめ防止のための年間指導計画

月	主な取組	具体的な活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する研修 ○児童観察・理解 ○学級づくり ○学年・学級懇談 ○学校生活に関する調査 ○不登校児童の把握 ○学校のきまり, 学習のきまりの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針をもとに職員研修 ・引き継ぎ事項の確認, 家庭環境調査の活用 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・学年・学級の指導方針の説明 ・「学校生活アンケート」集計結果の把握 ・欠席理由が, いじめが原因かどうかを確認 ・児童の友人関係の実態把握
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を要する児童の情報交換 ○不登校児童の把握 ○Q-Uテストの実施 分析・活用 ○いじめ早期発見のためのチェックポイントによる調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解, 指導方針等の共通理解 ・欠席理由が, いじめが原因かどうかを確認
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ調査の実施(児童・保護者) ○学校生活アンケート調査実施 ○不登校児童の把握 ○いじめや自殺予防のための授業実施 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び保護者へのアンケート調査の実施 ・笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」の活用 ・学期1回実施する「学校生活アンケート」集計結果の把握 ・欠席理由が, いじめが原因かどうかを確認
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童の把握 ○保護者との個別面談 ○いじめ早期発見のためのチェックポイントによる調査 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の日記指導「ひとこと日記」を通しての児童の実態把握 ・保護者の気になることや悩みの相談 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・欠席理由が, いじめが原因かどうかを確認
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○個別面談結果の情報 交換 ○いじめ問題に関する研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談結果について情報の共有 ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた 研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○学期始めのアンケート調査実施 ○不登校児童の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解, 指導方針等の共通理解 ・欠席理由が, いじめが原因かどうかを確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童の把握 ○いじめ調査の実施(児童・保護者) 学校生活アンケート調査実施 ○教育相談 ○いじめ早期発見のためのチェッ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学期1回実施する「学校生活アンケート」集計結果の把握 ・児童及び保護者へのアンケート調査の実施 ・欠席理由が, いじめが原因かどうかを確認

	クポイントによる調査	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや自殺予防のための授業実施 ○不登校児童の把握 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」の活用 ・欠席理由が、いじめが原因かどうかを確認
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会 ○不登校児童の把握 ○Q-Uテストの実施 分析・活用 ○いじめ早期発見のためのチェックポイントによる調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・作文発表や標語の作成による人権意識の啓発 ・欠席理由が、いじめが原因かどうかを確認
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学期始めのアンケート調査実施 ○不登校児童の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解 ・欠席理由が、いじめが原因かどうかを確認
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート調査実施 ○不登校児童の把握 ○いじめや自殺予防のための授業実施 ○いじめ早期発見のためのチェックポイントによる調査 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回実施する「学校生活アンケート」集計結果の把握 ・欠席理由が、いじめが原因かどうかを確認 ・笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」の活用
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を要する児童に対する全体会 ○いじめ防止対策基本方針の見直し ○不登校児童の把握 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮児童に対する共通理解，変容の報告，指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題，引き継ぎ事項の徹底 ・欠席理由が、いじめが原因かどうかを確認